

林業公社請負作業プロポーザル審査要領

平成 31 年 2 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、林業公社請負作業プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第 9 条第 2 項に規定する審査方法に必要な事項を定めるものとする。

(審査対象)

第 2 条 審査は、次の各号を満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「林業公社請負作業プロポーザル実施要領」に規定する資格 要件を満たす参加者
- (2) 「林業公社請負作業プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者

(審査の項目及び点数)

第 3 条 総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別紙「林業公社請負作業プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）のとおりとする。

(審査委員会)

第 4 条 審査委員会は、参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、審査票により審査・評定を行う。

- 2 審査委員会は、提案者に対してヒアリングによる説明を求める。

(審査の方法)

第 5 条 審査の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) 審査については、原則として委員個別の採点とする。審査にあたり必要があると認めるときは、委員の合議による採点とする。

なお、個別採点では各委員の採点の平均値を評価点とし、合議採点では委員相互の討議により審査項目ごとに 1 つの評価点を決定する。

- (4) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を取りまとめ、作業受託者を選定する。

なお、作業受託者には選定通知書（様式 1 号）、それ以外には結果通知書（様式 2 号）で通知する。

林業公社請負作業プロポーザル審査基準

(1) 審査基準

○審査項目については下表の審査項目ごとに4段階評価とし、採点表に記入する。

○審査点は、次のとおりとする。

	審査項目	審査内容	配点上限
基本事項 (10点)	人員と工程	・必要な人員と工程を計画しているか。 ・適正な作業工程を計画しているか。	10点
企画事項 (60点)	集材方法	・現場の課題を的確にとらえ、適正な集材範囲および作業道線形が提案されているか。	10点
	搬出方法	・現場に適した作業システムや土場の利用方法が提案されているか。	10点
	伐倒・造材	・A、B材割合が適切に計算されており、搬出材積量が適正に提案されているか。	10点
	環境保全	・必要な環境保全対策が計画されているか。	5点
	労働安全	・安全管理体制および役割は整理されているか。 ・具体的な安全対策が計画されているか。	5点
	事業評定	・過去の各事業者の事業評定	20点
価格事項 (20点)	見積内容	・企画提案内容に見合った適切な積算となっているか。	10点
	収益性	・収益性の高い木材販売額となるよう検討されているか。	10点
PR事項 (10点)		・公社の収益性向上に貢献するアピールがされているか。	10点
合計			100点

(2) 順位の決定方法

- 評価項目毎の評価点に換算値を乗じて採点し、総評価点が最高点の提案者を採用する。ただし、総評価点が概ね60点以上とする。
- 最高点が複数存在する場合は、審査会において審議の上決定する。
- 提案者が1者の場合でもこの基準に従って評価する。

様式1号

平成 年 月 日

選定通知書

商号または名称
代表者

公益社団法人長崎県林業公社
理事長名

〇〇林公一第〇〇号「作業受託者選定プロポーザル」において、参加者から提出された企画提案書、及びヒアリング等を厳正に審査した結果、貴社を下記について業受託者として選定したので通知します。

記

1. 作業番号 :
2. 作業名 :
3. 作業場所 :
4. 作業面積 :
5. 搬出材積 :
6. 作業路延長 :
7. 作業内訳 : (施業区明細)
8. その他事項 :

様式2号

平成 年 月 日

結果通知書

商号または名称
代表者

公益社団法人長崎県林業公社
理事長名

〇〇林公一第〇〇号「作業受託者選定プロポーザル」において、参加者から提出された企画提案書、及びヒアリング等を厳正に審査した結果、残念ながら本作業の受託者として選定されませんでした。

今回、当公社の公募型プロポーザルに参加いただきましたことに厚くお礼申し上げます。